

西富サッカークラブ規約

【第1章 総則】

(名称)

第1条 本クラブは「西富サッカークラブ」と称する。(以下、本クラブと言う)

(目的)

第2条 本クラブはサッカーを通して少年の心身の健全な育成と、構成員相互の親睦を図ることを目的とする、学校管理外のボランティアによるスポーツ団体である。

(活動)

第3条 本クラブは、前条の目的を達成するために以下の活動を行う。

- 一、サッカー(練習及び試合)
- 二、他団体との交流
- 三、親子の交流
- 四、団体行動における規律の習得に資する活動
- 五、その他、本クラブの目的達成に必要な活動

【第2章 構成員】

(構成員)

第4条-1 本クラブは、次に掲げる者をもって構成する。

- 一、原則、西富小学校及び地域周辺の小学1年生～小学6年生までの男女 (以下、「団員」と言う)
- 二、指導者
- 三、団員の保護者 (以下、「保護者」と言う)

第4条-2

構成員は相互連帯の意識を持って協力し合い、本クラブの活動が円滑に運営できるよう努めるものとする。

(会費)

第5条-1 団員の会費は団員すべて1500円/月とする。

但し、同一世帯において団員が複数在籍する場合は、最年長の団員以外の会費を1000円/月とする。

第5条-2 会費の徴収は半期毎とし3月総会時と9月第一土曜日の2回とする。

(加入又は脱退)

第6条 本クラブに加入するときは別に定める用紙に必要事項を記載し代表に届け出るものとする。

脱退する場合は代表に連絡することで了承とする。(但し、納めた会費の残り月分の返却はしないこととする。)

(指導者、監督)

第7条 指導者は代表が認めた者とする。

- 一、 指導者は互選により監督を1名選任する。
- 二、 指導者は互選によりヘッドコーチを1名選任することが出来る。
- 三、 監督は指導者を統括する。
- 四、 ヘッドコーチは監督を補佐する。

(指導方針)

第8条 指導者は指導方針を定める。

団員及び保護者は上記の指導方針に従うものとする。

【第3章 役員及び顧問】

(役員及び任期)

第9条-1 本クラブに次の役員を置く。(役員の適任者がいない場合は、兼任又は空席も認める。)

- 一、 会長 1名
- 二、 代表 1名
- 三、 監督 1名、コーチ(若干名)
- 四、 事務局 2名(渉外含む)
- 五、 会計 2名

第9条-2 役員は総会において選任する。

第9条-3 役員の任期は1年とし再任を妨げない。

第9条-4 役員に欠損が生じたときには、代表の指名により補充することができる。

但し、その任期は前任者の残任期間とする。

【第4章 総会及び運営】

(総会)

第10条 総会は代表が招集し毎年1回開催する。

次に掲げる事項は総会において議決又は承認を得ることとし、出席者の過半数をもって議決、承認とする。

- 一、 規約の制定及び改廃
- 二、 活動報告及び収支決算
- 三、 活動計画及び収支予算
- 四、 役員の選任
- 五、 その他、代表が必要と認めた事項

(経費)

第11条 本クラブの運営に必要な経費は、会費、寄付金及びその他の収入をもって充てる。

(会計年度)

第12条 本クラブの会計年度は、毎年4月1日から翌年の3月31日までとする。

【第5章 雑則】

(保険)

第13条 本クラブは所沢市少年サッカー連盟に加入し、会員は日本スポーツ少年団員として登録する。
また、団員は全員スポーツ安全保険に加入する。

第14条 本クラブの活動に伴う事故により被った傷害又は賠償責任を負担することによって被る損害はスポーツ安全保険及びその他の保険によりこれを補償または補てんするものとし、その責任を役員、指導者及び保護者は問われない。

(委任)

第15条 この規約に定めるもののほか、本クラブの運営に関し必要な事項は、別途代表が定めるものとする。

附 則： 本規約は、平成26年3月21日から施行する。